

春日市埋蔵文化財事前調査照会カード

春日市 協働推進部 文化財課

※必ずこの様式と照会対象地の位置を明瞭に示す地図が必要です。

※記載事項に不備がある場合は、正確な照会結果をお伝えできませんのでご注意ください。

【 照会者記入欄 】

照会日		令和	年	月	日	No. R 7					
照会者	会社名					※添付書類 確認欄		☐ 対象地地図			
	担当者 氏名					連絡先 電話番号	tel fax				
対象地	地番	春日市					敷地面積		㎡		
	現況	マンション 戸建て アパート その他建物()									
		更地 田畑 山林 道路 駐車場 その他()									
対象地	照会の目的	売買 不動産鑑定 土地調査 造成 埋設管工事(ガス 水道 電気)									
		専用住宅(新築・建替) 共同住宅(新築・建替) その他()									

【 回 答 】		【今後の手続き】		
包蔵地外		当該地での土木建築工事等に際して、文化財保護法に基づく届出や確認調査は必要ありません。	事前調査 依頼書 (試掘)	文化財 保護法 93条
		1, 000㎡以上を対象とするなど開発行為相当の土木建築工事等の計画に当たりましては、春日市開発行為等整備要項第14条に基づき、 <u>事前に試掘調査</u> を行う必要があります。	要 ・ 不要	要 ・ 不要
()遺跡 包蔵地内		当該地での土木建築工事等の計画に当たっては、 <u>着工予定日の60日前までに、文化財保護法第93条第1項に基づく届出</u> が必要です。 また、 <u>事前に試掘・確認調査</u> を行う必要があります。		
		()年に試掘調査を実施しており、遺構の存在が判明しています。 当該地での土木建築工事等の計画に当たっては、 <u>着工予定日の60日前までに、文化財保護法第93条第1項に基づく届出</u> が必要です。		
		()年に試掘調査を実施しており、遺構は確認されませんでした。 当該地での土木建築工事等の計画に当たっては、 <u>着工予定日の60日前までに、文化財保護法第93条第1項に基づく届出</u> が必要です。		
		周辺の調査状況等から、当地に遺構は残存しないと判断されます。 当該地での土木建築工事等の計画に当たっては、 <u>着工予定日の60日前までに、文化財保護法第93条第1項に基づく届出</u> が必要です。		
		発掘調査は終了しています。当該地内での土木建築工事等に際して、文化財保護法に基づく届出や確認調査は必要ありません。		
()遺跡 隣接地		当該地での土木建築工事等の計画に当たっては、 <u>事前に試掘・確認調査</u> を行う必要があります。		

※本回答票は照会時における対象地の埋蔵文化財に関する取り扱いについて回答しています。恒久的なものではないことを御了承ください。

なお、調査の進展に伴い埋蔵文化財包蔵地の範囲は変更されることがあります。文化財の照会に当たっては最新の情報に基づく回答が優先されますのでご注意ください。

【連絡先】春日市 協働推進部 文化財課 ㊦816-0861 福岡県春日市岡本3-57
Tel:092-501-1144 Fax:092-573-1077 e-mail:nakoku@city.kasuga.fukuoka.jp

試験 確認調査歴		本調査歴		備考		回答者		回答済
-------------	--	------	--	----	--	-----	--	-----